

## 議会運営委員会行政視察報告書

- 1 視察期間 自 平成20年11月6日  
2日間  
至 平成20年11月7日
- 2 視察都市 京都府 亀岡市  
三重県 伊賀市
- 3 参加者 山田委員長、寺田副委員長、鈴木喜文委員、高梨委員、  
田之上委員、玉田委員、鈴木昭二委員、石野委員、増田委員、  
高安委員、鈴木晴久議長、早川副議長  
随 行 石岡事務局長、堀江議事係長
- 4 視察事項 (1) 市の概況について(2市)  
(2) 議会運営の状況について(2市)  
(3) 代表・一般質問での一問一答制について(2市)  
(4) 議会改革・活性化の取り組み状況について(2市)  
(5) 議会活性化検討委員会について(亀岡市)  
(6) 議会基本条例の制定について(伊賀市)
- 5 考 察 次のとおり

亀岡市 人口：94,611 人、面積：224.90 km<sup>2</sup>（平成 20 年 4 月 1 日現在）

## 1 一問一答制、議会改革・活性化の取り組み、議会活性化検討委員会について

亀岡市では、より開かれた議会を目指し、さまざまな取り組みが進められていた。議会改革・活性化の取り組みについては、平成 10 年 10 月の議会運営委員会から全国市議会議長会の地方分権と市議会の活性化に関する調査報告書を参考にして議論が始められた。

議会運営について議論が進められる中、13 年には議長交際費の公開や議員定数の削減、14 年には日曜議会の開催や農業委員議会推薦枠の変更などを行い、こうした流れの中、15 年には議会活性化検討委員会を設置し、約 50 項目についての検討を開始し、活性化の議論を本格化させていった。

その議論の過程の中で、16 年には代表質問への一問一答制の導入、17 年には一般質問への一問一答制の導入、政務調査費に係る領収書の公開、議長交際費の市ホームページ公開などを行った。

18 年には議員定数を 28 人から 26 人に削減、視察報告や質問通告書のホームページ公開、19 年には 4 常任委員会を 3 常任委員会へ統合するなどを行った。特に 18 年の議員定数削減は市民アンケートを実施し、その結果を受けて議員定数特別委員会で検討し削減となったものである。

今後の課題としては、市民によりわかりやすく身近な市議会を目指すとして行われた日曜議会は、傍聴者が非常に少なく 1 回限りの開催で終わり、今後の検討課題と考える。議会改革は、亀岡市のように特別委員会を設置し、改革項目を積み重ねていく方式で行い、その後に検証を行うことが非常に重要であると考えます。

本市議会でも議会運営の見直しに当たっては、先行事例の調査研究や議論をよく行い、真に議会改革・活性化につながるものは導入していければと考える。

一問一答制については、議会活性化検討委員会で検討し、16 年から順次導入していったもので、代表・一般質問において一括質問か一問一答のどちらかの選択制になっている。一問一答を選択した議員は、当初 1 名であったが、現在は 12 名と大幅にふえている。

質問回数は、当初は一問につき 4 回までであったが、現在は回数制限をやめ持ち時間制とし、一般質問の場合は 20 分としている。持ち時間を使い切った場合は通告した質問がすべてできない場合もある。また、一問一答制の場合の通告書はより具体的で詳細なものとし、重複した質問があった場合は事前に調整されることとなる。なお、通告書にない質問がなされた場合は議長が制止することとなるが、一問一答制を導入してからは 4 回しか

なかった。質問場所は当局席の対面方向に質問席を設置している。

評価としては、当局と議員間で何が質問されるのかなどの事前の調整がなされ、それにより通告内容が明確になるとともに当局との意思疎通も図られ、本会議の場での緊張感も保たれている。一問一答を選択した議員からは、質問の場で議員自身の思いが明確にでき、当局も質問内容がわかりやすくなり、慣れれば一問一答の方がよいとのことである。なお、一問一答制の導入により本会議傍聴者が特にふえたことはないとのことであり、一問一答制は、あくまで本会議での審議を充実させることに意義があると言える。

亀岡市においては、一問一答を選択する議員がふえ、当局も意思疎通が図られると好評であることから、本市でもこれから検討していく必要があると考える。

**伊賀市** 人口：101,906人、面積：558.17 km<sup>2</sup>（平成20年4月1日現在）

#### 1 一問一答制、議会改革・活性化の取り組み、議会基本条例の制定について

伊賀市は平成16年11月に1市3町2村が合併した市である。その際の合併協議を踏まえ伊賀市自治基本条例が合併直後に制定された。

この制定された自治基本条例では、議会の役割と責務が明らかにされ、それを具体化するため伊賀市議会基本条例が制定されたものである。経緯としては、議会基本条例の制定を、議長選挙で公約に掲げた議員が議長に就任したことにより、議会のあり方検討委員会が設置され、1年間の議論を踏まえ制定されたものである。

検討委員会では条例案に市民の声を反映させるため、3カ月間に86団体、約500人との意見交換を行ったほか、市内6カ所でのタウンミーティング開催やパブリックコメントを実施するなどして条例案を策定し、議長に提出したものである。その後、全議員への説明を行い、一部に反発がある中、19年2月定例会で可決された。

制定された議会基本条例は、議会における最高規範と位置づけられ、市民に開かれた議会と自由な討議、不断の研さん、市民全体への福祉の向上などの議員の活動原則が規定されている。その特色としては、議会報告会や政策討論会の開催、一問一答制の導入、反問権の付与、議会広報の充実などが明記されている。その結果、議会報告会はおおむね小学校区単位の37地域で開催され、現在は1地域に年1回の開催だが、今後は定例会の報告を行うものとして、1年に2回の開催を予定している。議会報告会では市民から手厳しい質問もあるが、議員はその受け答えのいかんによって評価されることとなり、議会報告会

に充分勉強して臨むようになったとのことである。

一問一答制については、15人の議員のうち11人が一般質問で選択し、論点や争点が明確になり、メリハリのある質疑や議論となっている。

反問権の付与については、今までに反問権が行使されたのは再質問の内容確認と代案の提示要求であり、市長が2回、教育長が1回行使している。

議会広報については、個々の議員の表決態度結果の掲載が行われている。

伊賀市の議会基本条例は全国で初めて制定されたが、合併前から議論が行われ、じっくり積み重ねされたものであり、直ちに本市に当てはめることとはいかない面があると思われる。まずは、議会基本条例のもととなった自治基本条例の検討から始めていくことが妥当と考えるが、先行事例としては、引き続き注視して検討が必要と考える。また、議会としては、一問一答制などの各事例は伊賀市でも好評であり、個別の制度として導入を検討していく必要があると思われる。